

平成27年9月25日成立

# 内閣官房・内閣府見直し法案の概要

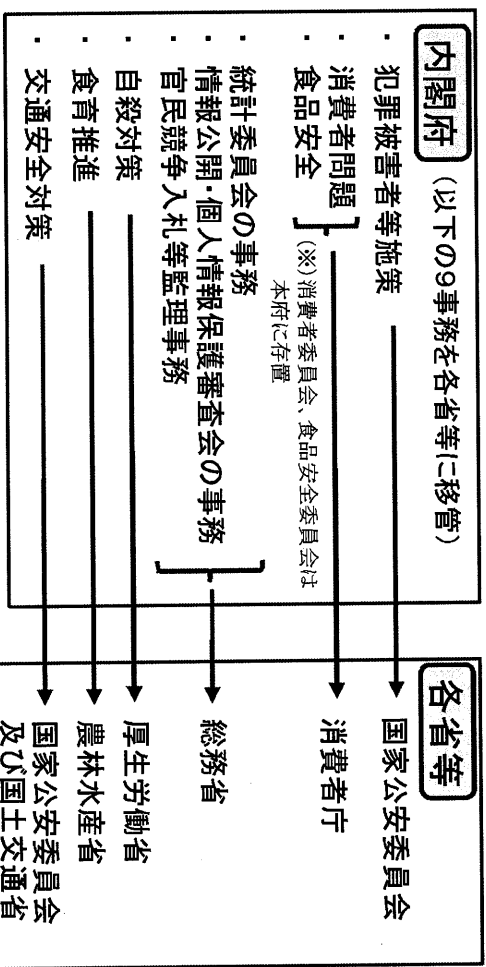
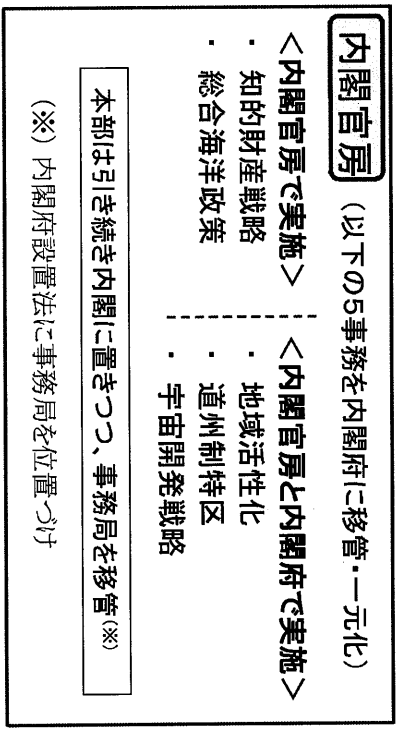
(内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案)

内閣の重要政策について、①内閣官房・内閣府が政策の方向付けに専念し、②各省等が中心となって強力かつきめ細かく政策を推進することができるよう、**内閣官房から内閣府、内閣府から各省等に事務を移管するとともに、各省等に総合調整権限を付与する。**⇒ **国の行政機関が、全体としてその機能を最大限に発揮。**

## 法案の概要

● 平成27年1月23日の与党提言、同27日の閣議決定を実現するため、そのうちの法律事項について措置するもの。

### 【事務の移管】 (注) 各省等設置法、個別法を改正



### 【各省等への総合調整権限の付与】 (注) 国家行政組織法、各省等設置法を改正

**各省等(※)が、その任務に関連する特定の内閣の重要政策について、閣議決定で定める方針に基づき総合調整等を行い、内閣を助けることができるように規定を整備。** (※) 各省、国家公安委員会、金融庁、消費者庁

### 【施行期日】 一部の事務を除き、平成28年4月1日より施行

(参考) 上記閣議決定のうち以下の移管等は法改正を要しないため、法案には含まれていない。  
遺棄化学兵器処理(内閣府に一元化)、薬物乱用対策(厚生労働省に移管)、郵政民営化等の4事務(各々定められている期限到来時に廃止)

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する  
法律案要綱

## 第一 趣旨

特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを各省等の任務とし、当該重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を各省等の所掌事務とするとともに、内閣官房から内閣府に、内閣府本府から各省等にそれぞれ所掌事務を移管する等の措置を講ずること、もって国の行政機関が、全体としてその機能を最大限発揮できるようにし、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能を強化することを趣旨とするものであること。

## 第二 国家行政組織法の一部改正

### 一 各省

省は、各省大臣の分担管理する行政事務及び当該大臣が掌理する二の一の行政事務をつかさどるものとする。

## 二 各省大臣

1 各省大臣は、行政事務を分担管理するほか、その分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理するものとする。

2 各省大臣は、次に掲げる権限を行使することができるものとする。

イ 1の事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする。

ロ 1の事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができるものとする。

ハ ロにより関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができるものとする。

ニ ロにより勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項につ

いて内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができるものとする。

(第一条関係)

### 第三 内閣府設置法の一部改正

#### 一 内閣官房において処理する事務の内閣府への移管等

中心市街地活性化本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、道州制特別区域推進本部、総合特別区域推進本部、宇宙開発戦略本部及び総合海洋政策本部に関する事務について内閣府において処理するため、内閣府の所掌事務の規定について所要の改正を行うとともに、それぞれの本部の事務及びこれに関連する事務をつかさどる特別の機関として、内閣府本府に地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局及び総合海洋政策推進事務局を置くものとする。

#### 二 内閣府本府から各省等への所掌事務の移管

次に掲げる所掌事務並びにこれに関し内閣府本府に置かれている審議会等（官民競争入札等監理委員会、統計委員会及び情報公開・個人情報保護審査会）及び特別の機関（食育推進会議及び自殺総合対策会議

）について、内閣府本府から各省等に移管するものとする。

1 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務

ア 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

イ 消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

2 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。

3 食育推進基本計画（食育基本法第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

4 犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

5 自殺対策の大綱（自殺対策基本法第八条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

6 統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

7 情報公開・個人情報保護審査会設置法第二条に規定する調査審議に関すること。（第二条関係）

#### 第四 警察法の一部改正

##### 一 任務及び所掌事務

1 国家公安委員会は、この法律による改正後の警察法（2において「新警察法」という。）第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、当該任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

2 国家公安委員会は、1の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、新警察法第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどるものとする。

3 国家公安委員会は、次に掲げる権限を行使することができるものとする。

イ 2の事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるものとする。

ロ 2の事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができるものとする。

ハ ロにより関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができるものとする。

ニ ロにより勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができるものとする。

4 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、2の事務について国家公安委員会を補佐するものとする。

5 警察庁の長官官房において、2の事務をつかさどるものとする。

二 内閣府本府から国家公安委員会への所掌事務の移管

1 国家公安委員会は、第三の二の4の事務を所掌するものとする。

2 警察庁の長官官房において、1の事務をつかさどるものとする事。

3 警察庁に地方機関として置かれる管区警察局に、1に係る事務を分掌させるものとする事。

(第三条関係)

#### 第五 金融庁設置法の一部改正

一 金融庁は、この法律による改正後の金融庁設置法(二において「新金融庁設置法」という。)第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、当該任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする事。

二 金融庁は、一の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、新金融庁設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどるものとする事。

(第四条関係)

#### 第六 消費者庁及び消費者委員会設置法の一部改正

一 消費者庁は、この法律による改正後の消費者庁及び消費者委員会設置法(三において「新消費者庁等設



置法」という。) 第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、当該任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

二 内閣府本府から消費者庁に第三の二の1の事務を移管するものとする。

三 二に掲げるもののほか、消費者庁は、一の任務を達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、新消費者庁等設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどるものとする。

(第五条関係)

## 第七 各省設置法の一部改正

### 一 任務及び所掌事務

1 各省は、その分担管理する行政事務に係る任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、当該任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

2 各省は、1の任務を達成するため、その分担管理する行政事務に係る任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の

施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどるものとする  
こと。

二 内閣府本府から総務省、厚生労働省及び農林水産省への所掌事務の移管

1 総務省は、第三の二の2、6及び7に掲げる事務を所掌するものとともに、情報公開・個人情報保護審査会、官民競争入札等監理委員会及び統計委員会を総務省の審議会等として置くものとする  
こと。

2 厚生労働省は、第三の二の5に掲げる事務を所掌するものとともに、自殺総合対策会議を厚生労働省の特別の機関として置くものとする  
こと。

3 農林水産省は、第三の二の3に掲げる事務を所掌するものとともに、食育推進会議を農林水産省の特別の機関として置くものとする  
こと。  
(第六条く第十六条関係)

第八 交通安全対策基本法の一部改正

一 中央交通安全対策会議

中央交通安全対策会議の庶務は、内閣府本府において警察庁及び国土交通省の協力を得て総括し、及び

処理するものとし（ただし、海上交通及び航空交通の安全に関する事項に係るものについては内閣府本府と国土交通省において共同して処理するものとする。）、併せて、中央交通安全対策会議の組織等に係る規定について、所要の改正を行うものとする。

## 二 交通安全基本計画

国家公安委員会及び国土交通省が、それぞれの所掌に属するものに関する部分の交通安全基本計画の案を作成し、中央交通安全対策会議に提出するものとする。

（第十七条関係）

## 第九 中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正

中心市街地活性化本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部及び総合特別区域推進本部に関する事務は、内閣府において処理するものとする。

（第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十八条、第二十九条及び第三十一条関係）

## 第十 情報公開・個人情報保護審査会設置法及び統計法の一部改正

第三の二の6及び7に掲げる事務を総務省の所掌事務とすることに伴い、情報公開・個人情報保護審査会

及び統計委員会を総務省の審議会等として置くものとする。

(第二十二條關係)

#### 第十一 犯罪被害者等基本法の一部改正

第三の二の四に掲げる事務を国家公安委員会の所掌事務とすることに伴い、犯罪被害者等施策推進会議の会長及び委員に係る規定について、所要の改正を行うものとする。

(第二十三條關係)

#### 第十二 食育基本法の一部改正

第三の二の三に掲げる事務を農林水産省の所掌事務とすることに伴い、農林水産省に、特別の機関として、食育推進会議を置くものとし、その会長及び委員に係る規定について、所要の改正を行うものとする。

(第二十五條關係)

#### 第十三 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正

第三の二の二に掲げる事務を総務省の所掌事務とすることに伴い、次に掲げる改正を行うものとする。

##### 一 公共サービス改革基本方針

総務大臣が、公共サービス改革基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとし、併せて、その他同基本方針に係る規定について、所要の改正を行うものとする。

二 官民競争入札等監理委員会

総務省に、審議会等として、官民競争入札等監理委員会を置くものとし、併せて、その所掌事務、委員等に係る規定について、所要の改正を行うものとする事。 (第二十六条関係)

第十四 自殺対策基本法の一部改正

第三の二の5に掲げる事務を厚生労働省の所掌事務とすることに伴い、厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議を置くものとし、その組織等に係る規定について、所要の改正を行うものとする事。

(第二十七条関係)

第十五 宇宙基本法の一部改正

一 宇宙基本計画

宇宙開発戦略本部は宇宙基本計画の案を作成するものとし、内閣総理大臣はその案について閣議の決定を求めるものとする事等の所要の改正を行うものとする事。

二 宇宙開発戦略本部

宇宙開発戦略本部に関する事務は、内閣府において処理するものとする事。

(第三十条関係)

## 第十六 附則

### 一 施行期日

この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとする。

1 二以外の経過措置の政令への委任に係る規定 公布の日

2 第三の一のうち総合海洋政策本部及び総合海洋政策推進事務局に係る改正規定並びに第九のうち総合海洋政策本部に係る改正規定 平成三十年四月一日  
(附則第一条関係)

### 二 情報公開・個人情報保護審査会等に関する経過措置

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の情報公開・個人情報保護審査会、統計委員会、食育推進会議、官民競争入札等監理委員会及び自殺総合対策会議は、この法律による改正後も同一性をもって存続するものとする。この所要の経過措置について定めること。  
(附則第二条、第六条関係)

### 三 その他

この法律の施行に伴い必要となる経過措置の政令への委任等について定めるものとする。

(附則第七条から第三十条関係)